

乳幼児等医療費給付事業の助成拡大

平成29年8月1日から高校生等の医療費を無償化します！

これまで0歳から中学生までの子どもが対象でしたが、高校生等の医療費も助成（無償化）します

※助成期間…満18歳になった年の年度末（3月31日）まで

助成対象

医療保険各法の規定による被保険者、若しくは被扶養者であり、かつ、豊頃町の区域内に住所を有する世帯に属する方が対象です。

※進学等により住民票を豊頃町外に異動されている場合でも、町内にお住まいの親などに扶養されている場合は対象になります。

※高等学校等に進学していない場合でも、親などに扶養されている場合は対象になります。



助成方法

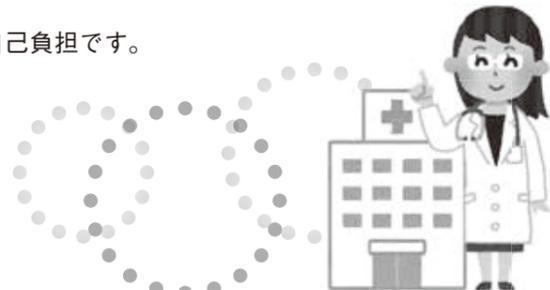
新たに対象となる方の助成方法は0歳から中学生までの助成方法と同じです。

◇十勝管内の医療機関等～保険証と受給者証を掲示することにより、医療機関等での窓口負担はありません。

注) 十勝管外の医療機関等で受診された場合には、医療機関窓口で医療費を支払い、後日領収書、振込先のわかるもの(通帳等)、印鑑を持参し町へ申請することにより医療費自己負担分の助成額を払い戻します。

注) 十勝管内の医療機関等で医療費の自己負担をした場合にも十勝管外の医療機関等の扱いと同様に後日、町へ申請してください。

※入院時の食事の負担額等は、これまで通り自己負担です。



対象者には申請書を送付していますので、平成29年7月21日までに役場福祉課もしくは大津支所へ申請してください。

なお対象年齢のお子様がいる方で、申請書類が届いていない場合は、お手数ですがお問い合わせください。受診者証は7月末に郵送します。

問合せ先 福祉課保険係 ☎ (574) 2214

所得税及び復興特別所得税の 予定納税（第1期分）の納税をお忘れなく

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）

納付期間

平成29年7月1日～7月31日

※土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則、その3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めていただく制度があります。この制度を「予定納税」といいます。

（注）平成29年分の予定納税基準額については、復興特別所得税相当額を含めて計算しています。

納付する税額

予定納税が必要な方には、6月中旬に池田税務署から「平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書の第1期分の金額が納付する税額です。

また、予定納税額の計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

予定納税の 減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由により、平成29年6月30日（金）の現況で、平成29年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます。

（注）平成29年分の申告納税見積額については、復興特別所得税相当額を含めて計算します。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成29年7月18日（火）までに「予定納税額の減額申請書（※）」を池田税務署に提出してください。なお、池田税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

※ 「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しているほか、税務署窓口でも用意しています。

予定納税額の 納付

振替納税を利用している方	納期限（平成29年7月31日（月））に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。なお、会計検査院からの指摘を踏まえ、平成28年度税制改正を経て、平成29年1月以降振替納税に係る領収書は発行されなくなりましたので、ご注意ください。
上記以外の方	納期限までに金融機関又は池田税務署の窓口で納付してください。 第1期分の納付税額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。 また、インターネットを利用して電子納税をご利用いただけますので、手続については、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ (572) 2171